

石川県公報

平成 25 年 11 月 5 日
第 1 2 6 4 4 号 (火曜日)
毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目 次

告 示		公 告		目 次	
○県統計調査の実施	(文化振興課)	1	○第63回石川県准看護師試験公告	(医療対策課)	3
○救急病院となる申出の撤回	(地域医療推進室)	2	○予防接種を行う医師に係る公告	(健康推進課)	3
○救急診療所の認定	(同)	2	○予防接種を行う医師に係る変更の公告	(同)	3
			○予防接種を行う医師の承諾撤回公告	(同)	4
			○争議行為の通知公告	(労働企画課)	4
○特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告	(県民交流課)	2			

告 示

石川県告示第441号

石川県統計調査条例(平成21年石川県条例第15号)第3条の規定により、県統計調査について次のとおり告示する。
平成25年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 県統計調査の名称
「石川の文化」に関する県民意識調査
- 県統計調査の目的
県民の「石川の文化」に関する認識や文化活動の現状を把握し、今後の施策の方向性を導く材料とすることを目的とする。
- 県統計調査の対象とする範囲
県内に居住する満20歳以上の男女のうち、無作為抽出により選定されたもの
- 県統計調査の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間
 - 報告を求める事項
 - フェイスシート
 - 「石川の文化」に関する認識・イメージ
 - 県民の文化活動の現状
 - 文化情報の入手について
 - 文化施設の利用について
 - 石川らしい文化を継承・発展させるための連携・協働について
 - その他
 - 基準となる期日又は期間
平成25年11月7日(木)から同月20日(水)まで
- 県統計調査の報告を求める者
調査対象として選定された者
- 県統計調査の報告を求めるために用いる方法
調査対象として選定された者に対して郵送で調査票を配布し、郵送で回収する方法で行う。
- 県統計調査の報告を求める期間
平成25年11月7日(木)から同月20日(水)まで

石川県告示第442号

次の病院から、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があった。

平成25年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	撤回年月日
向 病 院	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成25年9月30日

石川県告示第443号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

平成25年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	認定年月日	認定の有効期限
向 ク リ ニ ッ ク	羽咋郡志賀町富来領家町ハの30番地	平成25年10月1日	平成28年9月30日

公 告

特定非営利活動法人の定款変更認証申請公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成25年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 申請を受理した年月日

平成25年10月18日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 シオン

3 代表者の氏名

五十嵐 正到

4 主たる事務所の所在地

白山市山島台二丁目22番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者の就業支援、生活困窮者や高齢者の就業・生活支援、子どもたちの健全な育成支援、被災者の支援等助けを必要としている不特定多数の人たちに、愛の手を差し伸べ、その人たちの心身の回復と生活の自立を旨とする事業を行い、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

1 申請を受理した年月日

平成25年10月22日

2 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 猫の避妊と去勢の会

3 代表者の氏名

桐畑 陽子

4 主たる事務所の所在地

金沢市鞍月3丁目112番地

5 定款に記載された目的

この法人は石川県民に対して、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に基づき、愛玩動物である猫の命を通して未来ある子どもたちに、人と猫とのよりよい関係づくりと命の大切さを知ってもらうための事業を行い、また猫の飼い主に飼育者としての責任と終生飼養の普及啓発活動を行うことにより、動物と人間が共生する住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

第63回石川県准看護師試験公告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、第63回石川県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成25年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 試験日

平成26年2月13日(木)

2 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

3 試験時間

午後1時から午後3時30分まで

4 試験場所

金沢市鞍月2丁目1番地

石川県地場産業振興センター

5 出願に関する書類の受付期間

平成26年1月6日(月)から同年1月10日(金)まで。郵送の場合は、同日まで(必着)に提出されたもの限り受け付ける。

6 出願に関する書類の請求及び提出先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県健康福祉部医療対策課管理・看護グループ

電話番号 076-225-1431(直通)

7 その他

この試験の詳細については、石川県健康福祉部医療対策課へ問い合わせること。

予防接種を行う医師に係る公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うB類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	医師が協力を承諾した市町	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所
能 登 隆 元	県内全域	金沢市元菊町20番1号 医療法人社団仁智会 金沢春日クリニック
新 倉 晋	〃	〃

予防接種を行う医師に係る変更の公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により当該市町長の要請に応じて当該予防接種を行う医師の予防接種を行う場所について、次のとおり変更があった。

平成25年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予防接種を行う主たる場所		変更年月日
向 歩	新	羽咋郡志賀町富来領家町ハ30 向クリニック	平成25年10月1日
		羽咋郡志賀町富来領家町ハ30 介護老人保健施設 悠悠	
	旧	羽咋郡志賀町富来領家町ハ30 向病院	

予防接種を行う医師の承諾撤回公告

市町長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により行うA類疾病の予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の承諾を撤回した医師の氏名及び予防接種を行う場所は、次のとおりである。

平成25年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	承諾撤回年月日
武 田 仁 勇	珠洲市野々江町ユ部1番地1 珠洲市総合病院	平成25年9月30日
川 尻 剛 照	〃	〃
曾 津 元 彦	〃	〃
横 井 彩 乃	〃	〃

争議行為の通知公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、石川県医療労働組合連合会執行委員長 鈴木森夫から、次のとおり争議行為を行う旨平成25年10月22日通知があった。

平成25年11月5日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 事件

賃金引上げ等の要求

2 日時

平成25年11月7日以降、事件が解決に至るまでの期間

3 場所

金沢市赤土町ニ13番地6 社会福祉法人恩賜財団石川県済生会金沢病院、金沢市小坂町中83番地 医療法人社団浅ノ川総合病院、金沢市田中町ハ16番地 医療法人社団浅ノ川田中町温泉ケアセンター、加賀市山中温泉上野町ル15番地1 公益社団法人地域医療振興協会山中温泉医療センター、金沢市石引4丁目3番5号 社会医療法人財団松原愛育会松原病院、金沢市沖町ハ15番地 金沢社会保険病院、七尾市本府中町ワ5番地 医療法人社団松原会七尾松原病院、七尾市中狭町イ部12番地 社会福祉法人松原愛育会七尾更生園、七尾市富岡町94番地 社会医療法人董仙会恵寿総合病院、羽咋市柳橋堂田53番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会羽咋診療所、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会寺井病院、能美市寺井町ウ84番地 公益社団法人石川勤労者医療協会介護老人保健施設手取の里、小松市下栗津町ミ1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会小松みなみ診療所、輪島市堀町1字13番2 公益社団法人石川勤労者医療協会輪島診療所、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会健生クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会上荒屋クリニック、金沢市上荒屋1丁目79番地 公益社団法人石川勤労者医療協会有料老人ホームひだまり、金沢市京町20番3号 公益社団法人石川勤労者医療協会城北病院、金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会、金沢市天神町1丁目18番37号 金沢医療生活協同組合けんろく診療所、金沢市大豆田本町甲278番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあて、金沢市京町20番50号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションつくし、金沢市平和町3丁目5番2号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすみれ、金沢市上荒屋1丁目39番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションあい、金沢市天神町1丁目18番37号 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションにじ、小松市一針町ホ47番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションかけはし、小松市下栗津町ミ1番地 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションすまいる、羽咋市川原町ア60番地1 公益社団法人石川勤労者医療協会訪問看護ステーションほのぼの、

金沢市京町24番14号 公益社団法人石川勤労者医療協会金沢医療事業共同組合、金沢市北安江2丁目10番18号 公益社団法人石川勤労者医療協会おたっしゅホーム城北、金沢市山王町2丁目75番地 公益社団法人石川勤労者医療協会ともだち村デイサービス、金沢市浅野本町2丁目23番21号 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームおんぼらーと、羽咋市石野町ト40番地 公益社団法人石川勤労者医療協会グループホームなが穂の里における組合員が従事する全職場

4 概要

救急外来患者及び入院中の重症患者のための保安要員を除く、全部又は一部の組合員のあらゆる合法争議行為

